

(「対価の額の変更を求めることができる旨の定め」の範囲)

17 資産の貸付けに係る契約において、資産を借り受けた者が支払うべき消費税相当分について「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨を定めている場合の当該定めは、改正法附則第5条第4項第2号《資産の貸付けの税率等に関する経過措置の要件》に規定する「対価の額の変更を求めることができる旨の定め」に該当しないものとして取り扱う。

(注) 「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定めに基づき、指定日以後に賃料の額を変更した場合には、同項ただし書に該当することに留意する。